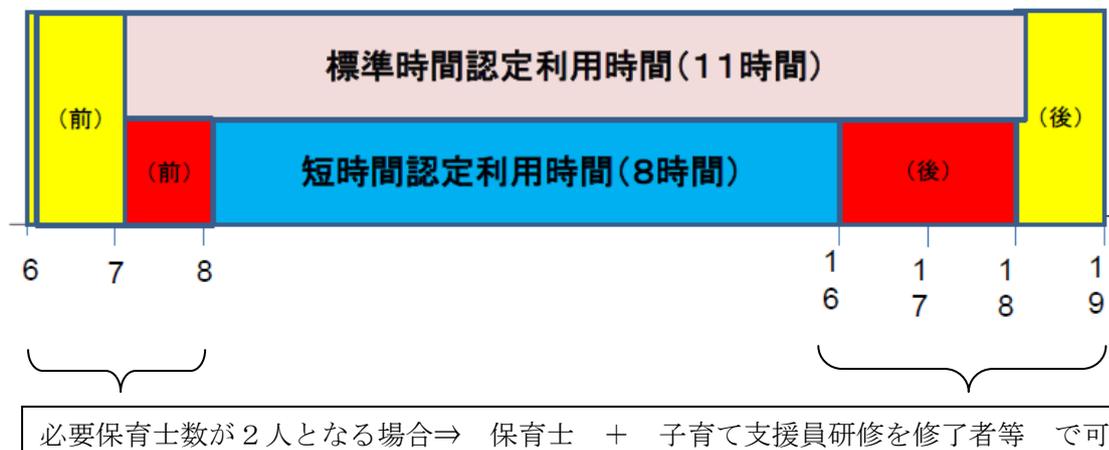


児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の概要について

幼保支援課H28. 2. 18

1. 朝夕の保育士配置の要件弾力化

配置する保育士は最低2人とされているところ、朝夕の児童が少数である時間帯において、最低基準上必要となる保育士数が2人を下回る場合、うち1人は保育士資格を有しない一定の者(子育て支援員研修を修了した者、十分な保育業務経験を有する者、家庭的保育者等)も活用可能とする。



【例】0歳児：1人、2歳児：2人、4・5歳児：12人の場合

$$\text{必要保育士数} = 1/3 + 2/6 + 12/30 = 0.4 + 0.3 + 0.4 = 1.1 \div 1 \text{人}$$

→保育士1人、子育て支援員研修修了者等1人を配置で可

2. 小学校教諭免許等の保持者の活用

保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の免許保持者を、配置する職員の3分の1を超えない範囲内に限り、保育士に代えて活用できることとする。

【例】0歳児：5人、1歳児：8人、2歳児：10人、3歳児：30人、4・5歳児：80人の場合

$$\text{必要保育士数} = 5/3 + 8/6 + 10/20 + 80/30 = 1.6 + 3.0 + 1.5 + 2.6 = 8.7 \div 9 \text{人}$$

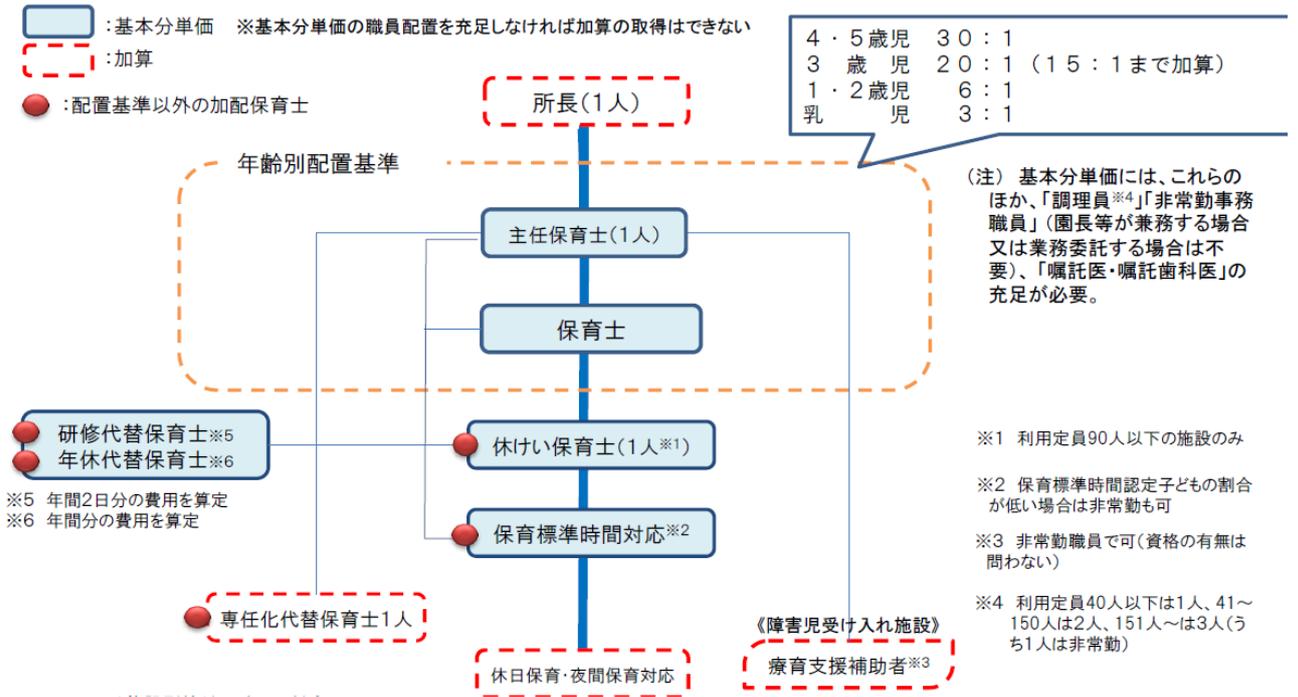
$$9 \text{人} \times 1/3 = 3 \text{人}$$

→保育士6人、幼稚園教諭又は小学校教諭又は養護教諭3人を配置で可

(※保育士の中に看護師等のみなし保育士は含まない。)

3. 研修代替要員等の加配人員における保育士資格要件の弾力化

- ・利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士数を上回って必要となる保育士について、保育士資格を有しない一定の者(子育て支援員研修を修了した者、十分な保育業務経験を有する者、家庭的保育者等)を活用可能とする。
- ・公定価格上の研修代替要員等の加配人員要件について、保育士資格を有しない一定の者(同上)を活用可能とする。



●は、子育て支援員研修修了者等で可

【例】利用定員が、0歳児：3人、1歳児：4人、2歳児：4人、3歳児：12人、4・5歳児：35人の場合

年齢別配置基準 = $3/3 + 8/6 + 12/20 + 35/30 = 1.0 + 1.3 + 0.6 + 1.1 = 4.0 \div 4$ 人
 公定価格上の配置基準 = 4人 + (休けい保育士) 1人 + (保育標準時間対応) 1人 = 6人
 6人 - 4人 = 2人
 → 6人のうち2人は子育て支援員研修修了者等で可